

国土交通省の政策評価  
(平成31年度予算概算要求等関係)

平成30年8月

国土交通省

## 平成 31 年度予算概算要求等に係る評価について

○平成 31 年度予算概算要求等に向けて、新規施策を対象とした政策アセスメント、個別研究開発課題評価、租税特別措置等に係る政策評価及び個別公共事業評価の 4 つを実施。

### 1. 政策アセスメント

新規施策について、真に必要な施策の企画立案を目指し、目標に照らして、必要性、効率性、有効性等をチェックする。  
平成 31 年度予算概算要求に係る 6 の新規施策について評価を実施。

### 2. 個別研究開発課題評価

平成 31 年度の予算概算要求等に反映することを目的として、外部評価を活用しつつ、評価を実施。

事前評価 . . . . . 14 件

### 3. 租税特別措置等に係る政策評価

平成 31 年度税制改正要望にあたって、租税特別措置等について評価を実施。

事前評価 . . . . . 15 件

事後評価 . . . . . 23 件

### 4. 個別公共事業評価

平成 31 年度新規採択事業及び実施中の事業のうち、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業について評価を実施。

新規事業採択時評価 . . . . . 13 件

再評価 . . . . . 6 件

# 1 政策アセスメント

## 1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、新規に導入しようとする施策等のうち、社会的影響の大きいもの等を対象として評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選する。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

## 2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成 26 年 3 月 28 日策定）に基づき、平成 31 年度予算概算要求にあたって、予算概算要求等に係る表 1 の 6 の施策について評価を実施した。これらの評価結果については、施策の概要や目的とともに評価書としてまとめ、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

[http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu\\_hyouka\\_fr\\_000004.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000004.html)

表1

## 政策アセスメント 施策一覧(平成31年度予算概算要求関係)

1	洋上風力発電の促進
2	地域気象観測システム(アメダス)の更新強化
3	自動運転バス車両の開発
4	港湾の完全電子化の推進
5	新モビリティ・サービス推進事業の創設
6	山村境界基本調査(山村部リモートセンシングデータ整備事業)の創設

## 2 個別研究開発課題評価

### 1. 個別研究開発課題評価の概要について

個別研究開発課題評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、研究開発に係る重点的・効率的な予算等の資源配分に反映するために行うものである。

国土交通省の研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて事前評価を、研究開発が終了したものについて終了時評価を、また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を目安として中間評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)を踏まえ、研究開発の特性に応じて、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

また評価にあたってはその公正さを高めるため、個々の課題ごとに、当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家による外部評価を活用することとしている。

### 2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画(平成26年3月28日策定)に基づき、平成31年度予算概算要求等にあたって、表2のとおり14件の事前評価を実施した。これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

[http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu\\_hyouka\\_fr\\_000009.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html)

## 対象研究開発課題一覧

## ○事前評価

1	中小スパン橋梁の点検・補修補強用移動足場ロボットの開発と維持管理プラットフォームの構築
2	氷結晶の品質を制御する多糖を活用したコンクリート構造物の新たな凍害抑制法の開発
3	重金属含有建設汚泥のリサイクルに向けた高分子汚泥処理剤の開発
4	協調作業する掘削ロボットを用いたi-Constructionシステムの開発
5	新工法・新材料を活用した地下水排除工を用いた効果的な液状化・地すべり対策に関する技術開発
6	機械化技術の採用による点呼の精度向上の研究
7	人工知能をコア技術とする内航船の操船支援システム開発
8	スマートセンサ型枠システムによるスラブコンクリートの品質管理高度化技術の開発
9	避難・水防に即応可能な情報伝達のための決壊覚知・氾濫実況予測に関する研究
10	地震を受けた拠点建築物の健全性迅速判定技術の開発
11	地方都市における都市機能の広域連携に関する研究
12	コンテナ船の定時性向上に資するターミナル混雑度指標の開発
13	沿岸域における環境保全技術の効果的活用のための評価手法の開発
14	南海トラフ沿いの巨大地震発生に対応するための高精度な地殻活動把握手法の研究開発

### 3 租税特別措置等に係る政策評価

#### 1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性等（租税特別措置等によるべき妥当性等）の観点等から総合的に評価する。

#### 2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）及び平成30年度国土交通省事後評価実施計画（平成30年3月30日最終変更）に基づき、平成31年度税制改正要望にあたって、表3のとおり15件（国土交通省主管分）の事前評価を実施するとともに、23件の事後評価を実施した。

これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

[http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu\\_hyouka\\_tk\\_000001.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000001.html)

## 租税特別措置等に係る政策評価書一覧(国土交通省主管分)

## ○事前評価

1	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	国土政策局
2	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	国土政策局
3	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	国土政策局
4	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長	国土政策局
5	所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置	土地・建設産業局
6	地域福利増進事業に係る特例措置の創設	土地・建設産業局
7	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	都市局
8	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長等	都市局
9	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長等	都市局
10	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長	水管理・国土保全局
11	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税(資本割)の課税標準の特例措置の延長	道路局
12	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	鉄道局
13	JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	鉄道局
14	船舶に係る特別償却制度の延長等	海事局
15	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長	航空局

## ○事後評価

1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	国土政策局
2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	土地・建設産業局
3	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	土地・建設産業局
4	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	土地・建設産業局
5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	土地・建設産業局
6	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	都市局



7	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	都市局
8	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	都市局
9	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	都市局
10	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	道路局
11	老朽化マンションの建替え等(認定建替事業・認定建物敷地売却事業)の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設	住宅局
12	老朽化マンションの建替え等(認定建替事業・認定建物敷地売却事業)の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設	住宅局
13	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	住宅局
14	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	住宅局
15	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	住宅局
16	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	鉄道局
17	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設	航空局
18	中部国際空港整備準備金	航空局
19	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	航空局
20	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	航空局
21	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	航空局
22	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	航空局
23	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	北海道局

## 4 個別公共事業評価

### 1. 個別公共事業評価の概要について

個別公共事業評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために行うものである。

国土交通省においては、維持・管理に係る事業及び災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための新規事業採択時評価、事業の継続又は中止の判断に資するための再評価及び完了後の事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。

評価にあたっては、事業評価の実施要領等に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

### 2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成 26 年 3 月 28 日策定）及び平成 30 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 30 年 3 月 30 日最終変更）に基づき、平成 31 年度予算概算要求にあたって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業について、別添のとおり新規事業採択時評価 13 件、再評価 6 件を実施した。これらの評価結果及び個々の事業評価の詳細な内容については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

評価書 ([http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09\\_public\\_04.html](http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_04.html))

事業評価カルテ (<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク ([http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09\\_public\\_07.html](http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html))

## ■平成31年度予算に向けた新規事業採択時評価について(直轄事業等)

・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。

・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っているが、本一覧においては、B/Cの算出を行った事業について、その値を記載している。

### 【公共事業関係費】

#### 【ダム事業】

(直轄事業等)

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	B/C	備考
岩手県	北上川上流ダム再生事業	300	1.2	
群馬県	藤原・奈良俣再編ダム再生事業	17	16.3	
宮崎県	岩瀬ダム再生事業	500	2.2	

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	備考
鹿児島県	名瀬第2地方合同庁舎	20	113	100	110	
愛媛県	今治港湾合同庁舎	12	109	100	121	
北海道	瀬棚海上保安署	6.1	119	100	110	

※ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標  
 事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標(合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする)  
 事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標  
 (採択要件:事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)

【船舶建造事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	評 価
-	大型巡視船(PL型) 1隻建造 海上保安庁	133	整備しようとする大型巡視船(PL型)は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。
-	小型巡視船(PS型) 1隻建造 海上保安庁	27	整備しようとする小型巡視船(PS型)は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力、規制能力、意思伝達能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全及び治安の確保等の事案対応体制の強化を図ることができる。
-	小型巡視艇(CL型) 3隻建造 海上保安庁	15	整備しようとする小型巡視艇(CL型)は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力等を有していることから、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。

(注)海上保安業務需要毎に、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。

【海上保安官署施設整備事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	備考
北海道	函館航空基地の施設整備(格納庫の整備) 海上保安庁	14	110	100	110	
福岡県	北九州空港内の施設整備(庁舎及び格納庫等の整備) 海上保安庁	29	100	100	110	
沖縄県	那覇航空基地の施設整備(庁舎の整備) 海上保安庁	9.2	100	100	110	
沖縄県	宮古島海上保安部の施設整備(宿舍の整備) 海上保安庁	25	100	100	133	

(注) 事業計画の必要性 - 既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標  
 事業計画の合理性 - 採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標  
 事業計画の効果 - 通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標  
 (採択要件: 事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上)

## ■平成31年度予算概算要求に係る再評価について

・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。

・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っているが、本一覧においては、B/Cの算出を行った事業について、その値を記載している。

### 【公共事業関係費】

#### 【ダム事業】

(直轄事業等)

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	B/C	対応方針	備考
北海道	幾春別川総合開発事業	-	-	評価手続中	特定多目的ダム法第4条に基づく基本計画の変更にあわせて、国土交通省としての対応方針を決定することとしており、現時点では、「評価手続中」としている。
北海道	沙流川総合開発事業	-	-	評価手続中	特定多目的ダム法第4条に基づく基本計画の変更にあわせて、国土交通省としての対応方針を決定することとしており、現時点では、「評価手続中」としている。
秋田県	鳥海ダム建設事業	-	-	評価手続中	特定多目的ダム法第4条に基づく基本計画の作成にあわせて、国土交通省としての対応方針を決定することとしており、現時点では、「評価手続中」としている。
愛知県	設楽ダム建設事業	2,400	2.1	継続	
大分県	大分川ダム建設事業	1,036	1.4	継続	
岐阜県	木曾川水系連絡導水路事業	890	1.3	継続	